

「労働者派遣事業報告書等」の提出に係るご案内

労働者派遣事業を行う事業主は、毎年、労働者派遣事業報告書等を作成し厚生労働大臣に提出しなければなりません（法第23条第1項及び第2項及び第3項、則第17条、則第19条）。

なお、労働者派遣事業の**実績がなかった場合にも提出**する義務がありますので、ご注意ください。

1. 事業報告書等の記載方法について

厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou_00003.html) からダウンロードした最新の様式を使用し、また厚生労働省ホームページに掲載されている記載例を参照のうえ記載してください。

※旧様式で提出された場合は、最新の様式にて再提出していただきますので注意願います。
（「派遣元事業主の皆様へ」（LL051226需01）を参照）

2. 事業報告書等の提出期限および提出部数について

事業報告書は年間に**3種類**の提出が必要です。提出期限及び提出部数は次のとおりです。

なお、e-Govによる電子申請または郵送による提出にご協力ください。

(1) 労働者派遣事業報告書

様式番号等		提出期限	提出部数
様式第11号 *注1 報告書は事業所ごとに作成してください。		6月1日 ～ 6月30日	正本 1部 写し 2部
概 要	第1面		
I 年度報告 ※報告対象期間は直近の事業年度	第2～6面		
II 6月1日現在の状況報告	第7～9面		
※第10面から第14面は添付する必要はありません。			

※労使協定書の添付について

○**労使協定方式を採用した場合は、労使協定書の添付が必須**です。（写しを2部提出願います）
なお、労使協定は窓口または郵送での提出としてください。

○6月1日時点で有効な労使協定が締結されている場合は添付が必要です。（次の例を含む）

- ・労働者派遣の実績がない場合
- ・報告対象期間又は6月1日時点で協定対象派遣労働者がいない場合

○労使協定で具体的に**内容を記載せず「就業規則などによる」**こととしている場合は、**協定で引用している就業規則などの該当する部分も併せて添付**してください。

○労使協定の有効期間が複数年に渡る場合（確認書2部の提出）

- ・賃金を更新していない場合を含め、労使協定に定めた**直近の有効な賃金の額**が、**局長通知による一般賃金**と比較して同等以上であることについての**確認書**及びその根拠となる**労使協定の該当頁**を添付すること。

※同一労働同一賃金に関する詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

(2) 労働者派遣事業収支決算書

※決算後の提出期限は各事業主において注意願います。

様式番号等		提出期限	提出部数
様式 第12号		決算終了後 3ヵ月 以内	正本1部 写し2部
※6、7 欄について ・貸借対照表、損益計算書から転記してください。 ・転記せず、貸借対照表と損益計算書を添付することとしても可。 その場合も様式12号は必ず提出してください。			
※損益計算書については、可能な限り事業区分単位（セグメント）のもので 労働者派遣事業に係る売上額が確認できるものであること。 ※事業主（法人）ごとに作成			

(3)関係派遣先派遣割合報告書

※決算後の提出期限は各事業主において注意願います。

様式番号等	提出期限	提出部数
様式 第12号 - 2	決算終了後 3カ月以内	正本1部 写し2部
派遣時間は、事業報告書様式第11号(第2面)(2)の労働者派遣事業の売上高、同(第3面)に記載した派遣料金との整合がとれているか注意願います。 ※事業主(法人)ごとに作成		

3. 様式及び記載例について

【様式のダウンロード】 ※excel または PDF にてダウンロードが可能です。

鹿児島労働局ホームページ⇒「目的や内容で探す」

- ▶ 労働者派遣事業、有料・無料職業紹介事業 ⇒「労働者派遣事業について」
- ▶ 労働者派遣事業関係業務取扱要領・申請等様式集・各種報告様式 [厚生労働省ホームページ]
- ▶ 事業報告等 ※必要な様式をダウンロードしてください。
 - ▶ ○「労働者派遣事業報告書(様式第11号)」、「入力補助機能つき(様式第11号)」
 - 「労働者派遣事業収支決算書(様式第12号)」
 - 「関係派遣先派遣割合報告書」(様式第12号-2)

【記載例】

- ▶ (参考)事業報告等記載例 [PDF]

※様式第11号の記載例が掲載されています。

【電子申請】

- ▶ 「労働者派遣事業報告書の電子申請マニュアル」[PDF]



厚生労働省ホームページは
こちらからアクセス可能です

4 郵送で提出する場合

郵送で提出する場合には、切手を貼った返信用封筒を同封願います。

記載内容について電話にて順次確認を行いますので、事業所控は返送まで時間がかかる場合があることについて予めご了承ください。

5 e-Govで提出する場合

e-Govで提出した場合、事業所控は返却されません。提出後に修正があった場合を含め、事業所における保管には十分に注意願います。

提出・問合せ先 鹿児島労働局職業安定部 需給調整事業室
〒892-0847 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル1階
電話 (099)803-7111